

別紙3を次のとおり改める。

1. (1) ①のうち、「令和6年3月31日」を「令和16年3月31日」に改める。

1. (1) ②のうち、「(24) から (52) まで」を「(24) から (53) まで」に改める。

1. (1) ②へのうち、「令和6年3月31日」を「令和16年3月31日」に改める。

1. (1) ②カのうち、「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

1. (1) ②レのうち、「10円単位の端数処理を行った後の額する。」を「10円単位の端数処理を行った後の額とする。」に改める。

1. (1) ②キのうち「(イ) から (ハ) に掲げる表」を「(イ) から (ロ) に掲げる表」に改め、(イ) を削り、(ロ) から (ハ) までを1ずつ繰り上げる。

1. (1) ②ク (ロ) イ) のうち、(注2) を削る。

1. (1) ②のうち、ラからクまでを1ずつ繰り下げ、ナの次に次のとおり加える。

ラ 一般国道43号(名神湾岸連絡線)(以下「名神湾岸連絡線」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、別添5の名神湾岸連絡線のキロ程と阪神高速道路株式会社が管理する一般国道43号(名神湾岸連絡線)等の利用距離を通算し、当該通行を1回の利用としたうえで、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を含め、阪神高速道路株式会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用した額とする。

1. (1) ③ロのうち、「②へ(大竹西ジャンクション及び大竹ジャンクションを通行する場合並びにただし書きを除く。)、ル、ヲ、カ(ただし書きを除く。)、ヨ、タ、ツ、ネ、ナ、キ((ロ)イ)の区間に限る。)及び(ハ)に定める期間を除く。)及びオに掲げる高速道路」を「②へ(大竹西ジャンクション及び大竹ジャンクションを通行する場合並びにただし書きを除く。)、ル、ヲ、カ(ただし書きを除く。)、ヨ、タ、ツ、ネ、ナ、ノ((イ)イ)の区間に限る。)及び(ロ)に定める期間を除く。)及びクに掲げる高速道路」に改める。

1. (2) ②ロ(イ)のうち、「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

1. (2) ⑦イの表中3の(A)のうち、「大阪府道高速大阪東大阪線」を「大阪府道高速大阪東大阪線(一般国道163号(東大阪線)(東大阪市荒本北から東大阪市西石切町まで)を含む。以下同じ。)」に改める。

1. (2) ⑧を次のとおり改める。

⑧ 沖縄自動車道特別割引

イ 令和6年3月31日まで

(イ) 割引をする自動車

沖縄自動車道を通行する全自動車（駐留軍公用車両を除く）。

(ロ) 割引率等

割引率は35.5パーセントとし、沖縄自動車道の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ロ 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(イ) 割引をする自動車

沖縄自動車道を通行するETC車（駐留軍公用車両を除く）。

(ロ) 割引率等

割引率は35.5パーセントとし、沖縄自動車道の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

1. (2) ⑨のうち、「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

1. (2) ⑪を次のとおり改める。

⑪ 障害者割引

イ 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は西日本高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自

動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、西日本高速道路株式会社が別に定めるものについては、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

1. (2) ⑮イのうち「100キロメートル」を「80キロメートル」に、「別添5（ただし、京都縦貫自動車道は宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間に限る。）」を「別添5（ただし、京都縦貫自動車道は、西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間において、宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間に限る。）」に、同ハのうち「令和5年4月1日から同年11月26日まで」を「令和6年4月6日から同年11月30日まで」に改める。

1. (2) ⑱のうち「⑮」を「⑲」に、「⑰」を「⑳」に改める。

1. (2) ⑲のうち「⑮」を「⑲」に、「⑰」を「⑳」に改める。

1. (2) ⑳イのうち「⑫」を「⑮」に、「⑮」を「⑱」に、同ハのうち「⑧」を「⑪」に、「⑨」を「⑫」に、「⑪」を「⑭」に、「⑮」を「⑱」に、同ニのうち「⑧」を「⑪」に、「⑨」を「⑫」に、「⑩」を「⑬」に、「⑫」を「⑮」に改める。

1. (2) のうち、⑧から㉑までを3ずつ繰り下げ、⑦の次に次のとおり加える。

⑧ 近畿自動車道迂回利用割引（大阪都心迂回）

イ 割引をする自動車

次表の（A）に掲げる道路、（B）に掲げる近畿自動車道の区間及び（C）に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路（ただし、次表の（A）に道路の記載がない各項においては、これを除く。）を連続して通行し、ハに定める阪神高速道路株式会社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行するE T C車。

ただし、次表の1の（A）に掲げる道路を通行する場合は、中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジを流入又は流出する自動車に限るものとし、次表の4の（A）に掲げる第二京阪道路を通行する自動車のうち、当該道路の起点又は当該道路を除く高速道路の各インターチェンジから流入又は流出する場合は、E T C 2.0車に限るものとする。

	(A)	(B)	(C)
1	中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジまでの区間	松原ジャンクションから吹田インターチェンジまで	大阪府道高速大阪松原線の松原ジャンクションからハに定める各インターチェンジまで（ただし、大阪府道高速大和川線の全線を通行する場合に限る。）
2	—	松原ジャンクションから吹田インターチェンジまで	
3	—	松原ジャンクションから摂津北インターチェンジまで	
4	第二京阪道路	松原ジャンクションから門真ジャンクションまで	
5	—	松原ジャンクションから大東鶴見インターチェンジまで	
6	大阪府道高速大阪東大阪線のうち第二阪奈道路との接続部から東大阪ジャンクションまでの区間	松原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	

ロ 割引額

割引額は、イに定める自動車が行き止まりの場合の料金の額（阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額（短距離区間利用割引の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引後の料金の額）を含む。以下「近畿自動車道迂回利用の料金の額」という。）が、次表のうちイの表と同一の項の（D）に掲げる道路、（E）に掲げる近畿自動車道の区間及び（F）に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路（ただし、次表の（D）又は（E）に道路の記載がない各項においては、これを除く。）を連続して通行し、イに定める自動車が行き止まりするインターチェンジを入口又は出口として通行する場合の料金の額（阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額（上限料金の引下げに係る割引の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引後の料金の額）を含む。また、同一の項において経路が複数ある場合は、複数経路のうち最も低い額とする。以下「大阪都心利用の料金の額」という。）より高い場合において、近畿自動車道迂回利用の料金の額から大阪都心利用の料金の額を差し引いた額とし、イの表中（B）に掲げる近畿自動車道の区間の通行料金に適用する（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日までの間は、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の通行料金に適用する。）。

	経路	(D)	(E)	(F)
1	経路1	中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジまでの区間	守口ジャンクションから吹田インターチェンジまで	大阪府道高速大阪守口線の守口ジャンクションからハに定める各インターチェンジまで
	経路2	中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから中央自動車道西宮線の豊中インターチェンジまでの区間	—	大阪府道高速大阪池田線の豊中南(名神)インターチェンジからハに定める各インターチェンジまで
2	経路1	—	守口ジャンクションから吹田インターチェンジまで	大阪府道高速大阪守口線の守口ジャンクションからハに定める各インターチェンジまで
	経路2	中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジから豊中インターチェンジまでの区間	—	大阪府道高速大阪池田線の豊中南(名神)インターチェンジからハに定める各インターチェンジまで
3	経路1	—	守口ジャンクションから摂津北インターチェンジまで	大阪府道高速大阪守口線の守口ジャンクションからハに定める各インターチェンジまで
4	経路1	第二京阪道路	東大阪ジャンクションから門真ジャンクションまで	
5	経路1	—	東大阪ジャンクションから大東鶴見インターチェンジまで	大阪府道高速大阪東大阪線の東大阪ジャンクションからハに定める各インターチェンジまで
6	経路1	大阪府道高速大阪東大阪線のうち第二阪奈道路との接続部から東大阪ジャンクションまでの区間	—	

ハ 対象インターチェンジ

大阪府道高速湾岸線の三宝インターチェンジ以南の各インターチェンジ

ニ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から本割引を適用する。

⑨ 中国自動車道迂回利用割引(神戸都心流入)

イ 割引をする自動車

次表の(A)に掲げる区間、(B)に掲げる中国縦貫自動車道の区間及び(C)に掲

げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路（ただし、次表の（A）に道路の記載がない各項においては、これを除く。）を連続して通行し、ハに定める阪神高速道路株式会社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行するE T C車。

ただし、次表の1の（A）に掲げる道路を通行する場合は、中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジ、次表の3の（A）に掲げる道路を通行する場合は、近畿自動車道の摂津南インターチェンジを流入又は流出する自動車に限るものとする。

	(A)	(B)	(C)
1	中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから中央自動車道西宮線の吹田ジャンクションまで	吹田ジャンクションから西宮山口ジャンクションまで	兵庫県道高速北神戸線の西宮山口ジャンクションからハに定める各インターチェンジまで
2	—	中国吹田インターチェンジから西宮山口ジャンクションまで	
3	近畿自動車道の摂津南インターチェンジから吹田インターチェンジまで	吹田ジャンクションから西宮山口ジャンクションまで	

ロ 割引額

割引額は、イに定める自動車が行き止まりの場合の料金の額（阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を含む。以下「中国道迂回利用（神戸都心流入）の料金の額」という。）が、次表のうちイの表と同一の項の（D）に掲げる区間、（E）に掲げる中央自動車道西宮線の区間及び（F）に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路（ただし、次表の（D）に道路の記載がない各項においては、これを除く。）を連続して通行し、イに定める自動車が行き止まりするインターチェンジ（ただし、ハに定めるインターチェンジのうち神戸市道高速道路2号線の神戸長田インターチェンジの場合は兵庫県道高速神戸西宮線の湊川インターチェンジ、神戸市道生田川箕谷線の国道2号インターチェンジ、二宮インターチェンジ、神若インターチェンジ又は新神戸駅インターチェンジの場合は兵庫県道高速神戸西宮線の生田川インターチェンジとする。）を入口又は出口として通行する場合の料金の額（阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を含む。以下「神戸都心流入の料金の額」という。）より高い場合において、中国道迂回利用（神戸都心流入）の料金の額（ただし、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を除く。）から神戸都心流入の料金の額（ただし、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を除く。）を差し引いた額とし、イの表の（A）及び（B）に掲げる区間（ただし、イの表中3の（A）に掲げる区間を除く。）の通行料金に適用する（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日までの間は、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の通行料金に適用する。）。

	(D)	(E)	(F)
1	中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから中央自動車道西宮線の吹田ジャンクションまで	吹田ジャンクションから西宮インターチェンジまで	兵庫県道高速神戸西宮線の西宮 I C インターチェンジからハに定める各インターチェンジまで
2	—	吹田インターチェンジから西宮インターチェンジまで	
3	近畿自動車道の摂津南インターチェンジから吹田インターチェンジまで	—	

ハ 対象インターチェンジ

兵庫県道高速神戸西宮線の生田川インターチェンジ、京橋インターチェンジ、柳原インターチェンジ及び湊川インターチェンジ、神戸市道高速道路2号線の神戸長田インターチェンジ並びに神戸市道生田川箕谷線の国道2号インターチェンジ、二宮インターチェンジ、神若インターチェンジ及び新神戸駅インターチェンジ

ニ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から令和14年3月31日まで本割引を適用する。

⑩ 中国自動車道迂回利用割引（神戸都心迂回）

イ 割引をする自動車

次表の(A)に掲げる道路、(B)に掲げる近畿自動車道若しくは阪和自動車道（区間料金制区間）の区間又は近畿自動車道と阪和自動車道（区間料金制区間）の相互間（以下「(B)のインターチェンジ相互間」という。）、(C)に掲げる中国縦貫自動車道の区間、(D)に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路及び(E)に掲げる第二神明道路の区間（ただし、次表の(A)若しくは(B)又は(A)及び(B)に道路の記載がない各項においては、これを除く。）を連続して通行し、ハに定める各インターチェンジを入口又は出口として通行するETC車。

ただし、次表の1の(A)に掲げる道路を通行する場合は、中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジを流入又は流出する自動車に限るものとし、次表の5の(A)に掲げる第二京阪道路を通行する自動車のうち、当該道路の起点又は当該道路を除く高速道路の各インターチェンジから流入又は流出する場合は、ETC2.0車に限るものとする。

	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
1	中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから中央自動車道西宮線の吹田ジャンクションまでの区間	—	吹田ジャンクションから西宮山口ジャンクションまで	兵庫県道高速北神戸線の西宮山口ジャンクションから伊川谷ジャンクションまで	第二神明道路の伊川谷ジャンクションからハに定める各インターチェンジまで
2	—	—	中国吹田インターチェンジから西宮山口ジャンクションまで		
3		摂津南インターチェンジから吹田インターチェンジまで	吹田ジャンクションから西宮山口ジャンクションまで		
4		東大阪北インターチェンジ又は門真インターチェンジから吹田インターチェンジまで			
5	第二京阪道路	門真ジャンクションから吹田インターチェンジまで	吹田ジャンクションから西宮山口ジャンクションまで		
6	—	八尾インターチェンジから吹田インターチェンジまで			
7	大阪府道高速大阪東大阪線のうち第二阪奈道路との接続部から東大阪ジャンクションまでの区間	東大阪ジャンクションから吹田インターチェンジまで			
8	西名阪自動車道	松原ジャンクションから吹田インターチェンジまで			
9	—	松原インターチェンジ又は美原北インターチェンジから吹田インターチェンジまで			
10	南阪奈道路	美原ジャンクションから吹田インターチェンジまで			

ロ 割引額

割引額は、イに定める自動車が行き止まりの場合の料金の額（阪神高速道路株式会社が

管理する高速道路の料金の額（短距離区間利用割引の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引後の料金の額）を含む。以下「中国道迂回利用（神戸都心迂回）の料金の額」という。）が、次表のうちイの表と同一の項の（F）に掲げる道路、（G）に掲げる近畿自動車道若しくは阪和自動車道（区間料金制区間）の区間又は近畿自動車道と阪和自動車道（区間料金制区間）の相互間、（H）に掲げる中央自動車道西宮線の区間、（I）に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路及び（J）に掲げる第二神明道路の区間（ただし、次表の（F）、（G）若しくは（H）又は（F）及び（G）、（F）及び（H）若しくは（G）及び（H）に道路の記載がない各項においては、これを除く。）を連続して通行し、イに定める自動車が通行するインターチェンジを入口又は出口として通行する場合の料金の額（阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額（上限料金の引下げに係る割引の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引後の料金の額）を含む。以下「神戸都心通過の料金の額」という。）より高い場合において、次により算出した額（ただし、（イ）は正の数となる場合に限る。）とし、イの表の（C）に掲げる中国縦貫自動車道の区間（ただし、イの表中1において、（A）に掲げる道路を含む。また、イの表中7から10までにおいて、当該区間の料金の額を超える部分は（B）のインターチェンジ相互間とする。）の通行料金の額に適用する（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日までの間は、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の通行料金の額に適用する。）。

(イ) イの表中1から3までに該当する自動車

割引額は、次の算式により算出した額とする。

$$X1 - Y1$$

(注) この算式においてX1及びY1は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X1：中国道迂回利用（神戸都心迂回）の料金の額（ただし、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を除く。）

Y1：神戸都心通過の料金の額（ただし、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を除く。）

(ロ) イの表中4から10までに該当する自動車

割引額は、次の算式により算出した額（以下「中国道迂回利用（神戸都心迂回）の割引額」という。）とする。

$$X2 - Y2$$

(注) この算式においてX2及びY2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X2：中国道迂回利用（神戸都心迂回）の料金の額

Y2：神戸都心通過の料金の額

	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
1	中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから中央自動車道西宮線の吹田ジャンクションまでの区間	—	吹田ジャンクションから西宮インターチェンジまで	兵庫県道高速神戸西宮線の西宮ICインターチェンジから第二神明道路との接続部まで	第二神明道路の起点からハに定める各インターチェンジまで

2		—			
3		近畿自動車道の摂津南インターチェンジから吹田インターチェンジまで	吹田インターチェンジから西宮インターチェンジまで		
4	—	近畿自動車道の東大阪北インターチェンジ又は門真インターチェンジから守口ジャンクションまで		大阪府道高速大阪守口線の守口ジャンクションから兵庫県道高速北神戸線の伊川谷ジャンクションまで	
5	第二京阪道路	近畿自動車道の東大阪ジャンクションから門真ジャンクションまで			
6	—	近畿自動車道の八尾インターチェンジから東大阪ジャンクションまで		大阪府道高速大阪東大阪線の東大阪ジャンクションから兵庫県道高速北神戸線の伊川谷ジャンクションまで	
7	大阪府道高速大阪東大阪線のうち第二阪奈道路との接続部から東大阪ジャンクションまでの区間	—	—		第二神明道路の伊川谷ジャンクションからハに定める各インターチェンジまで
8	西名阪自動車道	—			
9	—	近畿自動車道の松原インターチェンジ又は阪和自動車道の美原北インターチェンジから近畿自動車道の松原ジャンクションまで		大阪府道高速大阪松原線の松原ジャンクションから兵庫県道高速北神戸線の伊川谷ジャンクションまで	
10	南阪奈道路	阪和自動車道の美原ジャンクションから近畿自動車道の松原ジャンクションまで			

ハ 対象インターチェンジ

第二神明道路の玉津インターチェンジ、大久保インターチェンジ及び明石西インタ

ーチェンジ

ニ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から本割引を適用する。

1. (7)のうち「⑬」を「⑰」に、「⑱」を「㉑」に、「⑲」を「㉒」に改める。
2. のうち、「令和45年7月9日」を「令和54年3月22日」に改める。

別添5を別添5のとおり改める。

別添7を別添7のとおり改める。

別添8を別添8のとおり改める。

別添 7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ														
大口	×	大口													
深夜	○	○	深夜												
休日	○	○	×	休日											
近迂	○	○	○	×	近迂										
近大迂	○	○	○	×	×	近大迂									
中神入	○	○	○	×	×	×	中神入								
中神迂	○	○	○	×	×	×	×	中神迂							
沖特	○	○	○	×	×	×	×	×	沖特						
延地	×	×	×	×	×	×	×	×	×	延地					
広連	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	広連				
障割	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	障割			
路バス	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	路バス		
二輪	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	二輪	

(注) 「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「近迂」、「近大迂」、「中神入」、「中神迂」、「沖特」、「延地」、「広連」、「障割」、「路バス」及び「二輪」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、近畿自動車道等迂回利用割引、近畿自動車道迂回利用割引（大阪都心迂回）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心流入）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心迂回）、沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、広島呉道路連続利用割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引及び二輪車定率割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、広島呉道路連続利用割引、近畿自動車道等迂回利用割引（西日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。）、近畿自動車道迂回利用割引（大阪都心迂回）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心流入）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心迂回）
2	深夜割引、休日割引
3	障害者割引
4	近畿自動車道等迂回利用割引（西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。）、二輪車定率割引
5	乗合型自動車（定期路線）割引
6	マイレージ割引、大口・多頻度割引

近畿自動車道松原那智勝浦線（長原・岸和田和泉間）

							岸和田 和泉
						堺	10.1
					美原南	堺 ジャンクション	—
				美原	ジャンクション	—	—
		美原北	美原	ジャンクション	—	6.3	7.1
		松原	美原北	ジャンクション	—	8.0	8.8
	松原	松原	美原北	ジャンクション	—	—	—
	松原	ジャンクション	美原北	ジャンクション	—	—	—
長原	ジャンクション	松原	美原北	美原	ジャンクション	—	—
	0.9	0.9	4.1	4.6	—	12.6	13.4
	1.8	1.8	5.0	5.5	—	13.5	14.3

油小路線

						伏見	終点
						—	—
				城南宮南	—	1.4	3.4
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	城南宮北	—	—	—	—
		鴨川西	上鳥羽	—	—	3.2	5.2
			鴨川西	—	—	4.8	6.8
				—	—	5.4	7.4
起点							

鹿児島道路

		伊集院
	美山	—
市来	—	11.1
		11.1

安来道路

		鹿児島西
	松元	—
伊集院	—	5.4
		4.8
		10.2

京奈道路

					山田川
					—
				精華学研	1.6
				精華下泊	5.0
			田辺西	—	5.0
		田辺北	田辺西	3.9	8.9
			田辺北	4.8	8.9
城陽			田辺北	4.8	13.7
				1.3	13.7

	木津
山田川	—
	2.9

堺泉北道路

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	菱木	—	—
			1.0	3.3
平井			1.5	3.8
				4.2
				4.7

広島呉道路

	坂
仁保	—
	3.6

		呉
	天応	—
坂	—	6.2
		6.0
		12.2

長崎バイパス

				終点
			川平	3.3
		間ノ瀬	—	—
		古賀市布	—	—
			11.2	13.0
起点			11.2	13.0
			11.2	13.0

南阪奈道路

						葛城	終点
					太子	—	—
			羽曳野東	—	—	5.5	7.5
		美原東	—	—	—	—	—
	美原	—	—	—	—	—	—
美原	—	1.5	3.6	6.2	8.4	13.9	15.9
ジャンクション	—	2.5	4.6	7.2	9.4	14.9	16.9

京都縦貫自動車道

令和5年4月1日から西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

				千代川
			八木東	3.1
		八木中	—	—
	園部	—	5.8	5.8
丹波	—	—	9.8	9.8
	5.4	—	15.2	15.2

					大原野	長岡京	大山崎
				沓掛	—	—	1.3
			篠	—	—	7.1	8.4
		龜岡	—	5.0	—	13.5	14.8
	大井	—	10.6	15.6	—	24.1	25.4
千代川	—	5.1	10.6	15.6	—	24.1	25.4
	2.5	5.1	10.6	15.6	—	24.1	25.4

関西国際空港連絡橋

りんくう	関西国際空港
	9.2

武雄佐世保道路

武雄南	波佐見有田
	10.1

		佐世保大塔
波佐見有田	佐世保三川内	7.3
	7.3	11.9

佐世保道路

西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

		佐世保大塔
佐世保中央	佐世保みなと	7.8
	—	7.8

西日本高速道路株式会社が別に定める日以降

			佐世保大塔
		佐世保みなと	4.9
	相浦中里	中央	—
佐々	—	5.0	7.8
	4.1	9.1	12.8
		—	16.9